厚木基署発 1028 第 1 号
令 和 8 年 10 月 28 日

（公社）神奈川労務安全衛生協会
厚木支部　支部長　殿

厚木労働基準監督署長

テールゲートリフターを使用する荷役作業における労働災害防止の徹底について（要請）

貴職におかれましては、日頃から労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内において、本年、テールゲートリフターを使用した荷役作業中に労働者が被災する死亡災害が発生いたしました。

また、当署管内の陸上貨物運送事業においては、本年に入り休業４日以上の労働災害が増加傾向にあり、荷役作業中の転倒災害や墜落・転落災害等が多く発生している状況にあります。陸上貨物運送事業における労働災害の多くは荷主先や配送先において発生しており、運送事業者のみならず、荷主を含めた関係者が連携して安全対策を推進することが重要となっています。

つきましては、同種災害の再発防止及び荷役作業における労働災害防止のため、貴団体会員事業場に対し、下記事項について周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1　テールゲートリフターを使用した荷役作業に従事する労働者に対し、特別教育を確実に実施すること。

2　墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、荷の落下等の危険性を再確認し、安全な作業手順の遵守を徹底すること。

3　作業開始前の設備点検及び作業場所の安全確認を確実に実施すること。

4　荷主、配送先等の関係者と連携し、安全な荷役作業環境の確保に努めること。

5　管理監督者による安全指導及び作業状況の確認を徹底すること。

【参考資料】

・荷役作業時の労働災害防止対策について
・緊急点検!!テールゲートリフター、ロールボックスパレット使用時等における安全作業チェックリスト

荷役作業時の労働災害防止対策について



厚木労働基準監督署管内の陸上貨物運送事業における休業４日以上の労働災害は、令和８年１月から７月末までで162人と、昨年同時期から**1.25倍以上増加**しています。

（県内の陸上貨物運送事業における休業４日以上の労働災害の約 4 分の１以上が厚木監督署管内で発生している状況にあります。）

【厚木監督署管内の労働災害発生状況（７月末時点におけるＲ７とＲ８の比較）】

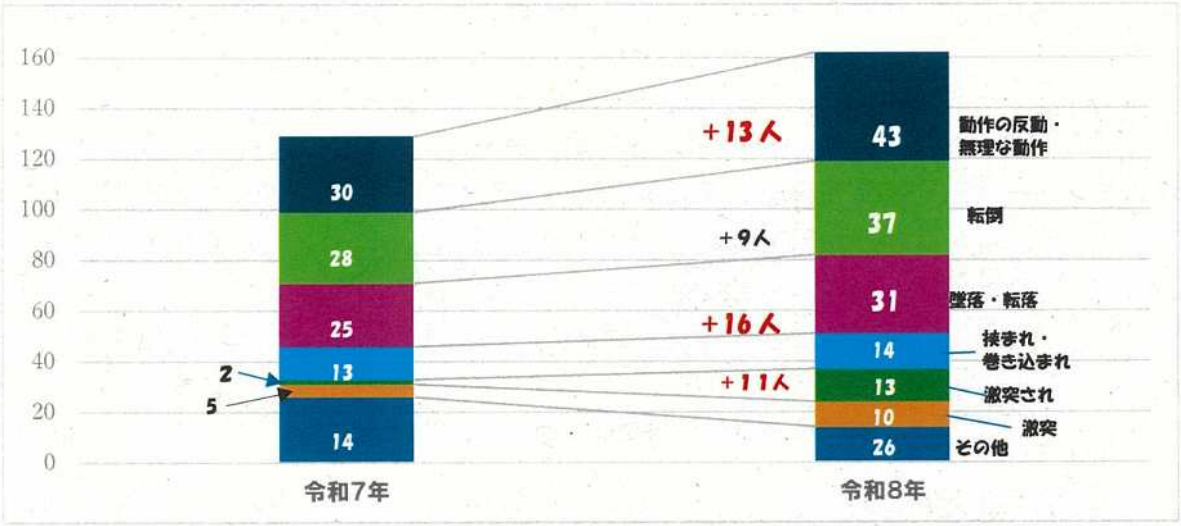

【POINT①】事故の型別発生人数　ワースト５

- No.1「動作の反動・無理な動作」
- No.2「転倒」
- No.3「墜落・転落」
- No.4「挟まれ・巻き込まれ」
- No.5「激突され」

【POINT②】事故の型別増加率　ワースト５

- No.1「墜落・転落」
- No.2「動作の反動・無理な動作」
- No.3「激突され」
- No.4「転倒」
- No.5「激突」

【補足】「激突され」ではフォークリフトを起因物とする災害が、「挟まれ・巻き込まれ」では車両の逸走による災害が目立っています。

そこで、陸上貨物運送事業における労働災害（特に荷役作業時の労働災害）を防止する目的で、荷役作業時の安全チェックリストを作成しましたので、各事業場における労働災害防止の取り組み状況の確認等でご活用下さい。

当該チェックリストの内容は基本事項を記載したものになります。各事業者さまにおかれましては、当該チェックリストの内容のみならず、各種ガイドライン等で定められた実施事項を踏まえた安全衛生管理活動の推進をお願いいたします。



神奈川労働局・厚木労働基準監督署

荷役作業時の安全チェックリスト

【墜落・転落防止】



チェック項目		チェック（○・△・×）
作業計画の作成等	・作業計画、作業手順書を作成しているか？ ・複数の作業者で荷役作業を行う場合は作業指揮者を配置しているか？	
作業床等の使用	・荷台上での作業については、あおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用する等により、荷台のあおりに乗っての作業を回避しているか？	
墜落防止対策	・高さ２m以上の箇所で作業を行う際には、墜落による危険を防止するための措置を講じているか？	
昇降設備の使用	・荷台への昇降設備を用意し、最大積載量が２トン以上の貨物自動車への荷台の昇降に昇降設備を使用させているか？ （※高さ 1.5m以上の箇所で作業をする際には積載荷重によらず昇降設備の設置が必要）	
	・最大積載量が２トン未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、昇降設備(簡易的なものを含む。)を使用させているか？	
荷又は荷台上での作業	・荷や荷台上で作業を行う際には、荷台の端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりさせないようにしているか？	
墜落制止用器具の使用	・墜落制止用器具を取付ける設備がある場合、墜落制止用器具を使用させているか？	
保護帽の着用	・荷の積卸し作業時に、保護帽の着用をさせているか？ （※法令上、荷の積卸し時に保護帽の着用が義務付けられていない貨物自動車であっても、墜落の危険がある場合には保護帽を着用させることが望ましい。）	

【フォークリフト】



チェック項目		チェック（○・△・×）
作業計画	・作業毎や作業変更時等における作業計画や作業手順書を作成しているか？ ・複数の作業者で荷役作業を行う場合には、作業指揮者を配置しているか？	
適切な資格者による運転	・フォークリフトの最大荷重に応じた資格を有している労働者に作業されているか？ ※１ｔ以上：技能講習修了者 ※１ｔ未満：特別教育修了者	
	・フォークリフト操作に慣れていない場合、一定期間指導者指導のもとで作業させる等教育期間を設けているか？	
用途外使用の禁止	・フォークリフトの用途外使用（人の昇降や荷吊り等）、運転席からの身の乗り出し等の危険な行為をさせていないか？	
安全運転	・急停止や急旋回を行わせていないか？ ・後進、転回時には、後方の確認を徹底させているか？	
走行場所の区分	・自社施設内にあっては、フォークリフトの走行場所と歩行場所の区分（「歩車分離」）をしているか？（物理的な区分が望ましい。）	

【逸走防止（無人車両の暴走防止等）】



	チェック項目	チェック（○・△・×）
作業手順の作成	・トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機に関し、作業手順を定めているか？（待機時には車両の死角に入らせないことを定めること。）	
逸走防止措置の実施	・原則として、坂道や傾斜地に停車させないようにしているか？ ・降車時には必ず**逸走防止措置**を実施させているか？ （①パーキングブレーキ→②エンジン停止→③ギアロック→④輪留めの４点セット）	
逸走時の措置	・トラックが動き出してしまった場合、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとすることは厳禁とし、周囲への警告を発せさせるようにしているか？	
降雪、凍結時の配慮	・降雪時や凍結した坂道（わずかな傾斜も含む。）では原則として停車させないようにしているか？	

【転倒防止】



	チェック項目	チェック（○・△・×）
作業通路の整理	・作業通路内や作業場所の周囲は整理整頓されているか？ ・構内の凹凸の整備はなされているか？	
作業場所の照度	・安全な作業等を行うことができる照度（明るさ）が確保されているか？	
作業靴	・作業靴は、作業場所に応じた耐滑性、屈曲性を有したものを選定しているか？（他、軽量のものが望ましい。）	
転倒予防運動	・ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れているか？	

【動作の反動・無理な動作（特に、腰痛対策）】



	チェック項目	チェック（○・△・×）
重量物作業	・重量の重い荷を人力で取り扱う場合には、２人以上の身長差の少ない作業者で行っているか？	
作業方法	・中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらせていないか？	
設備的対策	・人力荷役に関し、可能な限り機械や道具を使用した荷役作業とするよう施設や設備を改善できているか？	
腰痛予防教育	・腰痛予防に関する労働衛生教育の実施はしているか？	
腰痛予防運動	・ストレッチ体操や腰痛予防のための運動を取り入れているか・	

【リスクアセスメントの実施】

	チェック
機械・設備や作業ごとにリスクアセスメントを実施しているか？	

【陸上貨物事業における労働災害防止関連資料等】

神奈川労働局ＨＰにおいて陸上貨物運送事業の安全衛生対策に関する情報をまとめていますので是非チェックしてみてください！！





このほか、厚生労働省や神奈川労働局で作成している資料等も活用いただき、労働災害防止のための取り組みの推進をお願いいたします。

















エイジフレンドリー指針もチェック！！



（R8.9 作成）

緊急点検！！

テールゲートリフター
ロールボックスパレット
使用時等における安全作業チェックリスト

テールゲートリフター作業時やロールボックスパレット（いわゆる「カゴ車」使用時の労働災害防止のため、下のチェックリストを活用し、取り組み状況の確認や不足事項の実施をお願いいたします。
（なお、チェックリスト記載事項は基本的な取り組み事項となります。）



【テールゲートリフター】　できているものに✓を入れる。



□点検の実施等
　□日常点検の実施
　□定期点検の実施
　□点検結果に基づく補修等の実施
□作業者に関すること等
　□特別教育修了者にテールゲートリフターの操作を行わせているか？
　□保護具の使用状況（保護帽等は適切に着用させているか？）
□作業時に関すること等
　□メーカーの取扱説明書記載内容（使用上の注意事項等）を作業者に共有しているか？
　□昇降板の最大積載荷重を超えた積載をしていないか？
　□偏荷重防止のため、荷は昇降板の中央部に配置しているか？
　□テールゲートリフターで人の昇降をしていないか？
　□昇降板上では、荷を後退りで運搬していないか？



【ロールボックスパレット】できているものに✓を入れる。





□点検の実施等
　□日常点検の実施
　□定期点検の実施
　□点検結果に基づく補修等の実施
□保護具の使用
　□保護帽、保護手袋、安全靴の使用状況
　　（その他下肢への接触防止プロテクターの使用も望ましい。）
□作業時に関すること・教育等
　□ロールボックスパレットの最大積載荷重や積み荷高さの表示はなされているか？
　□原則として傾斜地で使用禁止としているか？
　□停車時はキャスターストッパーを使用しているか？
　□倒れそうになった際には無理に支えず、退避することを周知徹底できているか？

神奈川労働局・厚木労働基準監督署

※必ずメーカーの取扱説明書等で示されている点検項目を確認すること！

参考



テールゲートリフター日常点検基本確認項目（例）

△：要調整、要補修、×：要交換、要修理

1　作動確認	○	△	×
・昇降の動作状況			
・展開や格納の動作状況			
・キャスターストッパーの動作状況（本体部の亀裂、損傷、変形等）			
・ゲートロックの動作状況			

2　状態確認（本体の亀裂や摩耗、変形、腐食、水平度等）	○	△	×
・昇降板の状態（亀裂や変形、腐食等はないか？水平度はどうか？）			

3　油圧配管、油圧ホース、油圧シリンダの状況	○	△	×
・亀裂、損傷、腐食、劣化の有無			
・接手の緩みや油漏れの有無			

4　電気系統	○	△	×
・メインスイッチの損傷具合、機能状況			
・操作スイッチの損傷具合、機能状況			
・リモコンコードの損傷具合			

※このほか、垂直式の場合は、ワイヤーロープの状態や緊急停止装置の動作状況等も点検をお願いします。

ロールボックスパレット使用前点検基本確認項目（例）

△：要調整、要補修、×：要交換、要修理

点検項目（例）	○	△	×
・フレーム全体に変形やゆがみはないか？			
・車輪に変形やゆがみはないか？			
・車輪の回転のなめらかさはどうか？			
・積載面の立て起こしのなめらかさはどうか？			
・車輪のタイヤ摩耗具合はどうか？変形はないか？			
・キャスターロックの動作具合はどうか？			

神奈川労働局・厚木労働基準監督署　（R8.10 作成）